

帯広市体育施設利用ガイドライン

－新型コロナウイルス感染症対策－

令和2年6月1日
帯広市教育委員会

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スポーツ庁が示した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を踏まえるとともに「新しい生活様式」を念頭に置き、利用者及び施設職員等が共通認識の下、安全に施設を利用することができるよう、本市所管の体育施設を対象に、次のとおりガイドラインを策定するものです。

ご理解、ご協力をお願いします。

1 施設利用者へのお願い

□チェックリストへの記入

・利用者は、チェックリストにより、感染症対策の実施への協力について同意をしたうえで、施設利用してください。（施設職員が常駐していない施設については、利用者自らチェックリストを確認のうえ、施設を利用してください。）

※チェックリストはホームページに掲載し、利用者が事前に記入することができます。

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。

- ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

□マスクを持参してください。

□他の利用者、施設職員等との距離（できるだけ2m（最低1m））を確保してください。

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。

□施設使用前後においても、三つの密を避けてください。

2 スポーツを行う際の注意点

□十分な距離の確保

・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防拡大の観点から、周囲の人となるべく距離（注）を空けるようにしてください。

（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。

（注）感染予防の観点からは、2m（最低1m）の距離を空けることが適当です。

・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けることとします。

- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ることとします。
- 運動時のマスク着用は身体へのリスクを考慮し、利用者の判断に委ねることとします。
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこととします。
- タオルの共用はしないこととします。
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲に人となるべく距離を取って対面を避け会話は控えめにすることとします。
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこととします。

3 施設による対応

- 換気可能な場所については、都度換気します。
- 手指の消毒液・石鹸を設置します。
- 受付
 - ・床面にマーキングすることにより利用者間の距離を確保します。
 - ・窓口に感染防止ビニールシートを設置します。
- ロッカールーム・更衣室
 - ・使用制限を設け、少人数での使用とします。
 - ・清掃・除菌を通常以上に徹底して行い、特に不特定多数が触れる箇所については、こまめな消毒を実施します。
- 定期的な消毒：共有物品や備品、ドアノブ等手が触れる箇所の消毒を実施します。

4 その他

- スポーツ関係団体等による各競技別のガイドラインが整備された場合には、そのガイドラインに準じて施設を利用してもらうこととします。
- 新型コロナウイルスの感染状況によっては、このガイドラインを見直すことがあります。
- 利用施設において、万が一新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合に備えて利用者の連絡先等（チェックリスト）を1か月保管いたします。
- 記入いただいた個人情報、他の用途には利用せず、期限経過後破棄いたします。